（概算払（四半期別）による場合）

加工原料乳生産者補給金等交付規程例１

（趣旨）

第１　●●が、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から交付を受けた生産者補給交付金（以下「交付金」という。）に相当する金額を生産者補給金（以下「補給金」という。）として、●●に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者（以下「委託・売渡者」という。）に交付する場合及び機構から交付を受けた集送乳調整金を、委託・売渡者に交付する場合は、法、加工原料乳生産者補給交付金等交付要綱（昭和４１年４月１日畜産振興事業団制定）及び●●生乳販売業務規程（平成○年○月○日制定）に定めるほか、この規程の定めるところによる。

（補給金等の交付）

第２　●●は、毎四半期、交付金に相当する金額を補給金とし、集送乳調整金に相当する金額を集送乳調整金として、委託・売渡者に交付するものとする。

２　この場合、委託・売渡者ごとに交付する補給金及び集送乳調整金（以下「補給金等」という。）の金額は、それぞれ、次の算式により算定するものとする。

（補給金）

　　　　B

Q　×　－

　　　　A

　　ただし、Qは、委託・売渡者ごとの当該四半期委託・売渡生乳数量（kg）

　　　　　　Aは、●●が受託販売又は買取販売をした当該四半期生乳数量（kg）

　　　　　　Bは、●●の当該四半期の交付金の金額（円）

※なお、Q及びAの生乳数量は、国、地方公共団体、独立行政法人等が出荷した認定計算対象外の生乳数量を除くものとする。以下同じ。

（集送乳調整金）

　　　　C

Q　×　－

　　　　A

　　ただし、Cは、●●の当該四半期の集送乳調整金の金額（円）

３　●●は、機構から交付金及び集送乳調整金の精算払を受けた場合は、同様に委託・売渡者への補給金等として交付するものとする。

４　委託・売渡者ごとの補給金等の支払いは、当該委託・売渡者の補給金等の金額及び第２項の算出基礎を、当該委託・売渡者に通知の上、あらかじめ●●が当該委託・売渡者と協議して定めた方法により行うものとする。

（補給金等の交付の委託・売渡条件）

第３　●●が、委託・売渡者（生乳の生産者を除く。以下同じ。）に補給金等の交付を委託するときは、次の条件を付するものとする。

1. 委託・売渡者は、その交付を受けた補給金に相当する金額を補給金として、集送乳調整金に相当する金額を集送乳調整金として、それぞれ当該委託・売渡者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者（以下「間接委託・売渡者」という。）にその委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付するものとし、その者に対して有する他の債権と相殺しないこと。
2. 委託・売渡者は、間接委託・売渡者であって、生乳生産者以外の者に対し、補給金等の交付を委託する場合には、当該間接委託・売渡者に対し、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対して前号の規定に準じて補給金等を交付することを条件として付すること。
3. 委託・売渡者は、補給金等に係る経理について勘定科目を設け、●●からの補給金等の受領金額及び受領月日並びに当該委託・売渡者に係る間接委託・売渡者ごとの補給金等の交付金額、その算出基礎、交付月日等を記載し、補給金等に係る経理の内容を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整備し、これを当該年度の翌年度から起算して５年間保存すること。

（補給金等の返還等）

第４　委託・売渡者が、第３の条件のいずれかに違反したときは、既に交付した補給金等の全部若しくは一部を返還させ、又は補給金等の全部若しくは一部を交付しないことがある。

（補給金等の交付の確認）

第５　●●は、委託・売渡者から当該委託・売渡者に係る間接委託・売渡者ごとに交付した補給金等の金額及びその算出基礎を記載した書類を補給金等の交付後速やかに徴収し、補給金等の交付を確認するものとする。

（その他）

第６　この規程による補給金等の交付を受けた委託・売渡者は、この規程に準じた交付規程を設けて補給金等の交付を行うものとする。

（概算払（月別）による場合）

加工原料乳生産者補給金等交付規程例２

（趣旨）

第１　●●が、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から交付を受けた生産者補給交付金（以下「交付金」という。）に相当する金額を生産者補給金（以下「補給金」という。）として、●●に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者（以下「委託・売渡者」という。）に交付する場合及び機構から交付を受けた集送乳調整金を、委託・売渡者に交付する場合は、法、加工原料乳生産者補給交付金等交付要綱（昭和４１年４月１日畜産振興事業団制定）及び●●生乳販売業務規程（平成○年○月○日制定）に定めるほか、この規程の定めるところによる。

（補給金等の交付）

第２　●●は、毎月、交付金に相当する金額を補給金とし、集送乳調整金に相当する金額を集送乳調整金として、委託・売渡者に交付するものとする。

２　この場合、委託・売渡者ごとに交付する補給金及び集送乳調整金（以下「補給金等」という。）の金額は、それぞれ、次の算式により算定するものとする。

（補給金）

　　　　B

Q　×　－

　　　　A

　　ただし、Qは、委託・売渡者ごとの当該月間委託・売渡生乳数量（kg）

　　　　　　Aは、●●が受託販売又は買取販売をした当該月間生乳数量（kg）

　　　　　　Bは、●●の当該月の交付金の金額（円）

※なお、Q及びAの生乳数量は、国、地方公共団体、独立行政法人等が出荷した認定計算対象外の生乳数量を除くものとする。以下同じ。

（集送乳調整金）

　　　　C

Q　×　－

　　　　A

　　ただし、Cは、●●の当該月の集送乳調整金の金額（円）

３　●●は、機構から交付金及び集送乳調整金の精算払を受けた場合は、同様に委託・売渡者への補給金等として交付するものとする。

４　委託・売渡者ごとの補給金等の支払いは、当該委託・売渡者の補給金等の金額及び第２項の算出基礎を、当該委託・売渡者に通知の上、あらかじめ●●が当該委託・売渡者と協議して定めた方法により行うものとする。

（補給金等の交付の委託・売渡条件）

第３　●●が、委託・売渡者（生乳の生産者を除く。以下同じ。）に補給金等の交付を委託するときは、次の条件を付するものとする。

1. 委託・売渡者は、その交付を受けた補給金に相当する金額を補給金として、集送乳調整金に相当する金額を集送乳調整金として、それぞれ当該委託・売渡者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者（以下「間接委託・売渡者」という。）にその委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付するものとし、その者に対して有する他の債権と相殺しないこと。
2. 委託・売渡者は、間接委託・売渡者であって、生乳生産者以外の者に対し、補給金等の交付を委託する場合には、当該間接委託・売渡者に対し、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対して前号の規定に準じて補給金等を交付することを条件として付すること。
3. 委託・売渡者は、補給金等に係る経理について勘定科目を設け、●●からの補給金等の受領金額及び受領月日並びに当該委託・売渡者に係る間接委託・売渡者ごとの補給金等の交付金額、その算出基礎、交付月日等を記載し、補給金等に係る経理の内容を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整備し、これを当該年度の翌年度から起算して５年間保存すること。

（補給金等の返還等）

第４　委託・売渡者が、第３の条件のいずれかに違反したときは、既に交付した補給金等の全部若しくは一部を返還させ、又は補給金等の全部若しくは一部を交付しないことがある。

（補給金等の交付の確認）

第５　●●は、委託・売渡者から当該委託・売渡者に係る間接委託・売渡者ごとに交付した補給金等の金額及びその算出基礎を記載した書類を補給金等の交付後速やかに徴収し、補給金等の交付を確認するものとする。

（その他）

第６　この規程による補給金等の交付を受けた委託・売渡者は、この規程に準じた交付規程を設けて補給金等の交付を行うものとする。

（年間一括による場合）

加工原料乳生産者補給金等交付規程例３

（趣旨）

第１　●●が、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から交付を受けた生産者補給交付金（以下「交付金」という。）に相当する金額を生産者補給金（以下「補給金」という。）として、●●に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者（以下「委託・売渡者」という。）に交付する場合及び機構から交付を受けた集送乳調整金を、委託・売渡者に交付する場合は、法、加工原料乳生産者補給交付金等交付要綱（昭和４１年４月１日畜産振興事業団制定）及び●●生乳販売業務規程（平成○年○月○日制定）に定めるほか、この規程の定めるところによる。

（補給金等の交付）

第２　●●は、第４四半期の数量認定後、当該年度の交付金に相当する金額を補給金として、集送乳調整金に相当する金額を集送乳調整金として、委託・売渡者に一括交付するものとする。

２　この場合、委託・売渡者ごとに交付する補給金及び集送乳調整金（以下「補給金等」という。）の金額は、それぞれ、年度一括して算定するものとし、次の算式により算定するものとする。

（補給金）

　　　　B

Q　×　－

　　　　A

　　ただし、Qは、委託・売渡者ごとの当該年度の委託・売渡生乳数量（kg）

　　　　　　Aは、●●が受託販売又は買取販売をした当該年度の生乳数量（kg）

　　　　　　Bは、●●の当該年度の交付金の金額（円）

※なお、Q及びAの生乳数量は、国、地方公共団体、独立行政法人等が出荷した認定計算対象外の生乳数量を除くものとする。以下同じ。

（集送乳調整金）

　　　　C

Q　×　－

　　　　A

　　ただし、Cは、●●の当該年度の集送乳調整金の金額（円）

３　委託・売渡者ごとの補給金等の支払いは、当該委託・売渡者の補給金等の金額及び第２項の算出基礎を、当該委託・売渡者に通知の上、あらかじめ●●が当該委託・売渡者と協議して定めた方法により行うものとする。

（補給金等の交付の委託・売渡条件）

第３　●●が、委託・売渡者（生乳の生産者を除く。以下同じ。）に補給金等の交付を委託するときは、次の条件を付するものとする。

1. 委託・売渡者は、その交付を受けた補給金に相当する金額を補給金として、集送乳調整金に相当する金額を集送乳調整金として、それぞれ当該委託・売渡者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者（以下「間接委託・売渡者」という。）にその委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付するものとし、その者に対して有する他の債権と相殺しないこと。
2. 委託・売渡者は、間接委託・売渡者であって、生乳生産者以外の者に対し、補給金等の交付を委託する場合には、当該間接委託・売渡者に対し、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対して前号の規定に準じて補給金等を交付することを条件として付すること。
3. 委託・売渡者は、補給金等に係る経理について勘定科目を設け、●●からの補給金等の受領金額及び受領月日並びに当該委託・売渡者に係る間接委託・売渡者ごとの補給金等の交付金額、その算出基礎、交付月日等を記載し、補給金等に係る経理の内容を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整備し、これを当該年度の翌年度から起算して５年間保存すること。

（補給金等の返還等）

第４　委託・売渡者が、第３の条件のいずれかに違反したときは、既に交付した補給金等の全部若しくは一部を返還させ、又は補給金等の全部若しくは一部を交付しないことがある。

（補給金等の交付の確認）

第５　●●は、委託・売渡者から当該委託・売渡者に係る間接委託・売渡者ごとに交付した補給金等の金額及びその算出基礎を記載した書類を補給金等の交付後速やかに徴収し、補給金等の交付を確認するものとする。

（その他）

第６　この規程による補給金等の交付を受けた委託・売渡者は、この規程に準じた交付規程を設けて補給金等の交付を行うものとする。